



## 放射性セシウムの暫定許容値が設定されました

たい肥や飼料の使用においては、次の基準値を適用してください。

### ○肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

**400**ベクレル/Kg (製品重量)

ただし、次の場合はこの限りではありません

- 1 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とするたい肥を還元施用する場合
- 2 畜産農家に供給する飼料を生産する農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料供給先の畜産農家から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とするたい肥を還元施用する場合

### ○飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

**300**ベクレル/Kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

ただし、乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、その暫定許容値は例外的に3000ベクレル/kgまで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。



## 家畜保健衛生所たより(平成23年度 第8号)

### ○畜産農家留意事項

- 1 暫定許容値を超える全ての飼料を牛、馬、豚、家きん等を使用しないこと。
- 2 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること。
- 3 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、県と相談すること。
- 4 畜産農家から生じた家畜排せつ物またはこれを原料とするたい肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・たい肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること。
- 5 めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること。

山梨県西部家畜保健衛生所

TEL:0551-22-0771(平日)

090-5564-1018(土日・休日・夜間)

090-5568-0817(土日・休日・夜間)